大阪発明協会::第20回会員向け無料セミナー 協力::阿部国際総合法律事務所 緊急阻誘第2弾!!

# 新しい査証制度(令和元年特許法改正) [On Line]

※本セミナーは新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン形式にて開催いたします。

我が国の証拠収集手続きは脆弱であると批判されてきました。証拠収集手続きの強化に伴い、今度は営業秘密保護との緊張関係が深刻な問題となってきました。両者の適切なバランスを図ることは、困難かつ重要な課題です。

令和元年特許法改正において導入された査証制度について、発令要件、手続、活用方法

などについて解説します。

### 【プログラム(案)】

- 1.制度の名称
- 2.査証を認めるのは提訴前+提訴後か、提訴後のみか?
- 3.海外工場も査証の対象になるか?
- 4. 査証の発令要件
- 5. 査証発令の手続
- 6. 査証は誰が行うのか?
- 7. 杳証人候補者
- 8.申立人に査証の立会を認めるか?
- 9.査証を受ける人に対して説明義務を課すべきか?
- 10.報告書の取扱方法
- 11.報告書の黒塗りの是非について即時抗告を認めるべきか?
- 12.各方面からの査証制度の評価・期待





【開催概要】

申し込みフォームはこちらから

開催日

## 令和2年11月17日(火) 13時30分~14時30分

開催方式

※Zoom Meetingを利用したオンライン形式で開催します。

事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

講師

阿部 降徳 氏

(阿部国際総合法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士・NY州弁護士)

受講料

発明協会会員 無料 一般2,000円 (消費稅込)

※ 他府県発明協会会員でも無料で受講できます。

申込先

一般社団法人 大阪発明協会(http://www.jiiiosaka.jp/) kensyu@jiiiosaka.jp 電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

# 大阪発明協会会員向けセミナー 「新しい査証制度(令和元年特許法改正)」参加申込書

申込日 年 月 B

大阪発明協会行 FAX 06-6479-3930

開催日	テーマ	
1 1月17日(火) 13時30分~14時30分	新しい査証制度(令和元年特許法改正)	80名

会社名 または 氏 名			部 署 名 および 連絡担当者		
	ご住所 〒			TEL	
			FAX		
	受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail	

- ※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望 されない場合は、当協会へお申し付けください。
- ※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

#### 発明協会会員以外の方へ→お支払方法(予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

2.予納金処理の方 💳 🚃	―― 得意先コード	No. LLL-LL		
---------------	-----------	------------	--	--

三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182 □振込先銀行

> 三菱UFJ銀行中之島支店 普通預金 0042472

□郵便振替口座 00940-7-312572

□口座名義 一般社団法人 大阪発明協会

#### **▶Z00M参加に必要なもの◆**

次のいずれかの機器

- ・自撮りのできるスマートフォン(iPhone・Android問わず) ・カメラの付いているタブレット(iPad・Android問わず) ・カメラの付いているパソコン(Windows・Mac問わず/カメラは外付けでもOK)

- \*いずれもネットに繋がる環境は必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。
  \*あらかじめZoomの会員登録(アカウント作成)などは不要です。
  \*スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になることがありますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。
  \*スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。
  (Google Chrome, Safariで接続してください)

#### ▶Z00M会議入室方法◆

11/11(水)に、大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。 お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。

